



# 2025年へのロードマップ

## 第6期事業計画 (2015-2017)



医療法人 誠井会



## 目次

## 策定の背景

2025年へのロードマップ「第6期事業計画」策定の背景 ..... 3

## 第6期事業計画

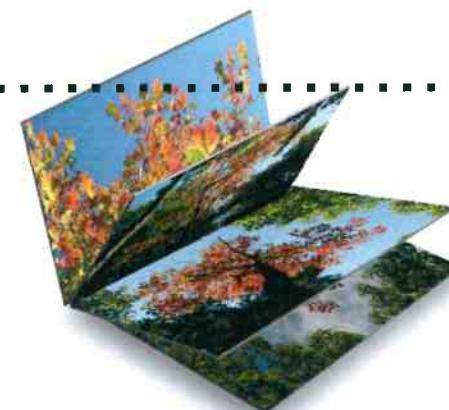
2025年へのロードマップ「第6期事業計画」 ..... 4～13

## 作成プロセス及び資料

2025年へのロードマップ「第6期事業計画」作成プロセス及び資料 ..... 14～42

## 平成27年度事業計画

平成27年度 事業計画 ..... 43～59





## 2025年へのロードマップ「第6期事業計画」策定の背景

我が国は5人に1人以上が高齢者という世界のどの国も経験したことがない「高齢社会」を迎えています。そのような「高齢社会」が進展する中、高齢者の自立支援を理念とした介護保険制度が導入されて今年で第6期目を迎えます。介護保険制度の導入によりサービスの担い手が行政から民間企業へと移行し、さまざまなサービス提供者が参入し、その結果利用者もサービスや事業者を直接選択することが可能となりました。

その一方で、給付と負担のバランス・事業所の経営状況・介護従事者の待遇などの諸問題も大きく取りざたされており、制度上の課題点などの改正も含めて持続可能な体制の構築が急務です。

2015年度からは、介護保険制度において、市町村が独自に行う地域支援事業の範囲が拡大されます。これは、介護が必要な度合いが軽い要支援者等に対して行っていた予防給付は、これまで全国画一的に行われてきたが、その過半を地域支援事業へ移行することにしたものです。

地域支援事業とは、総合的な介護予防システムの確立のためには、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から従来の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業、保健福祉事業の3事業を再編整備し、効果的な介護予防サービスを提供すること等を目的として創設されたものです。

2015年度からは、要支援者に対する予防給付の過半も、地域支援事業に位置付けられることとなり、市町村が独自に取り組む裁量が広がることになりました。そこでは、NPOやボランティア、企業、介護施設など様々な人が関わることで介護予防をより効果的に進めていくことが想定されています。しかも、その担い手は、若い人だけでなく元気な高齢者も積極的に加わってもらうことが期待されています。

2025年には団塊世代が75歳以上となり、介護サービスをますます必要とする年齢に達します。その時期までに地域包括ケアシステムを構築するためには、市町村と住民や医療福祉関係者、民間組織が協力して、今のうちから一步一歩試行錯誤しながら取り組んでいくことが重要です。

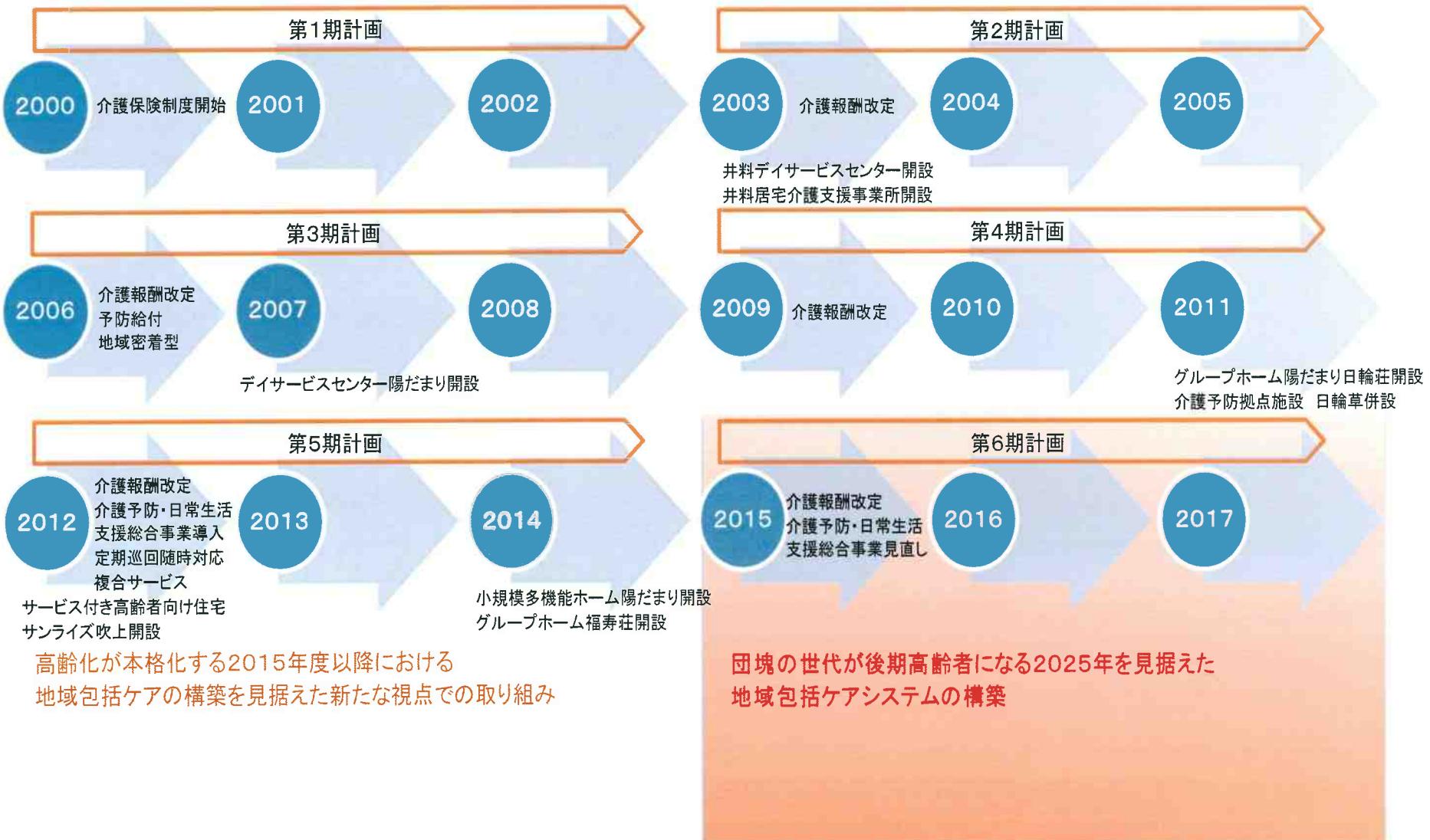
当法人 介護部では、地域包括ケアに向けた体制づくり、人材育成、サービスの質の向上など課題も多く、中長期的な視点に立った方針のもとで事業構造を見直していきます。

医療法人 誠井会 介護部では中期計画として、第6期事業計画(2015-2017)を策定して、2015年へのロードマップに向かってスタートいたします。

平成27年2月



## 第6期事業計画の位置づけ





## 第6期事業計画チーム編成

## 医療法人 誠井会 介護部 経営戦略室

## 平成27年度事業計画

## 2025年へのロードマップ(第6期事業計画)

## 定例会(全体会議)

## 管理者級会議

人材育成  
プロジェクトチームサービスの質の向上  
プロジェクトチーム地域包括ケア  
プロジェクトチーム

- (テーマ)  
\* 慢性的な介護人材不足  
\* 人材育成  
\* 職場環境の整備  
○現状の問題点・課題  
○今後の対策・改善案  
(具体的な取り組み)  
・ケアスキルマイスターの定着  
・施設内研修・外部研修のあり方  
・求人募集の工夫  
・職場環境の改善  
・委員会活動 など

- (テーマ)  
\* 利用者の質の変化に対応  
\* 業務の効率化・改善  
○現状の問題点・課題  
○今後の対策・改善案  
(具体的な取り組み)  
・新しいサービスの開発  
・中重度向けのサービスの開発  
介護ソフト(システム)の見直し など

- (テーマ)  
\* 広報・地域還元  
\* 地域包括ケア・地域づくり  
○現状の問題点・課題  
○今後の対策・改善案  
(具体的な取り組み)  
・地域包括ケアについての研修会の実施  
※外部講師による講演(10月予定)  
・パンフレットの一新  
・ホームページの一新  
・地域づくりの取り組み など



## 第6期事業計画=介護人材確保に向けた取り組み

## 介護人材確保に向けた好循環のための取り組み

介護人材確保の持続可能性を確保する観点から、量的確保のみならず、質的確保及びこれらの好循環を生み出すための環境整備の三位一体の取り組みを進めていく。

## 量

介護への意欲と適正・能力を持った  
人材が安定的に入職する

- ・入職希望者の拡大
- ・マッチングの強化

## 【新規】

- \* 介護職員のキャリアパス  
及び介護技術マイスター制度
- \* ケアマネ勉強会
- \* 介護福祉士勉強会

## 【継続】

- 介護報酬における  
介護職員待遇改善加算の取得

## 質

各人が専門性を高め、スキルアップ  
できるキャリアパスが整備される

- ・キャリアパス・専門性の確立

## 環境整備

待遇改善や労働環境が整備される

- ・待遇改善



## 第6期事業計画=介護人材確保に向けた取り組み

### 介護職員のキャリアパス及び介護技術マイスター制度（介護サービスレベル認定制度）

医療法人 誠井会 介護部

職層	雇用形態	役職	役割	期待基準・任用の要件					賃金レンジ(手当)	
				期待される能力	能力をフォローアップする研修			求められる資格等		
				ケアスキルマイスター制度	施設内OJT	OFF-JT				
管理	正規職員	管理者 理事長選任	運営管理	26 部門マネジメント	マネジメント力、戦略思考等を高めるための研修・講習				管理者手当	
				25 意思決定						
				24 危機管理						
				23 法令遵守						
				22 リーダー育成						
監督		主任 推薦 人事考課	介護業務 付帯業務 指導責任	21 チームマネジメント	施設内研修 (研修委員会)				主任手当	
				20 制度理解						
				19 教育指導						
				18 プレゼンテーション						
				17 使命遂行						
上級	非正規職員	一般職 (上級)	介護業務 付帯業務 介護指導	16 リーダーシップ	ケアスキルマイスター上級 ・リハビリ（上級） ・認知症ケア（上級）	専門技能・知識を高める研修・講習	介護支援専門員 社会福祉士 介護福祉士 ヘルパー2級又は介護職員初任者 研修取得以上	5年以上	ケアスキルマイスター手当	
				15 技術指導（上級）						
				14 業務遂行						
				13 解決改善						
				12 問題発見						
中級	非正規職員	一般職 (中級)	介護業務	11 自己表現	ケアスキルマイスター中級 ・リハビリ（中級） ・認知症ケア（中級）	基礎技能・知識を高める研修・講習	ヘルパー2級又は介護職員初任者 研修取得以上	3年以上	昇給・昇格・賞与等の評価	
				10 介護技術（中級）						
				9 日常援助技術						
				8 介護知識						
				7 サービスマナー						
初級	非正規職員	一般職 (初級)	介護業務	6 自己管理	ケアスキルマイスター初級 ・リハビリ（初級） ・認知症ケア（初級）	基礎技能・知識を高める研修・講習	ヘルパー2級又は介護職員初任者 研修取得以上	1年以上	昇給・昇格・賞与等の評価	
				5 観察・傾聴						
				4 介護技術（初級）						
基礎	非正規職員	一般職 (基礎)	介護業務	3 コミュニケーション	ケアスキルマイスター基礎 ・ペルビックトレーニング ・VACトレーニング	基礎技能・知識を高める研修・講習	ヘルパー2級又は介護職員初任者 研修取得以上	1年未満	昇給・昇格・賞与等の評価	
				2 介護技術（基礎）						
				1 ビジネスマナー						



## 第6期事業計画=介護人材確保に向けた取り組み



介護知識や技術の取得のレベルアップを目的に

# Care skill meister

医療法人 誠井会 介護部の独自の介護サービスレベル認定制度



専門職の資格に関係なく、誰でもチャレンジでき、1年2回の講習・試験を実施、どんどんレベルアップを目指しましょう！

ケアスキルマイスター認定	経験	ケアスキルマイスター講習・試験
リーダーシップ 技術指導(上級) 業務遂行 解決改善 問題発見	5年以上	<b>リハビリケア上級マイスター</b> ●リハビリケアの総合展開ADL別 ・IADL評価・訓練 ・IADL訓練計画作成 ・ADL評価・訓練 ・ADL細分化&分析 ・在宅アセスメントと支援 ・施設での工夫 ・生活機能改善プログラム ・実技総復習
自己表現 介護技術(中級) 日常援助技術 介護知識 サービスマナー	3年以上	<b>リハビリケア中級マイスター</b> ●片麻痺・パーキンソン等に対するアプローチ ・疾患別リハ・脳卒中について ・片麻痺起立訓練・立位訓練・片麻痺歩行評価 ・パーキンソン訓練(座位・立位・歩行) ・片麻痺、パーキンソンへの集団体操 ・片麻痺、パーキンソン自立トレーニング
自己管理 観察・傾聴 介護技術(初級)	1年以上	<b>リハビリケア初級マイスター</b> ●介護職者に役立つトレーニング法(実技) ・リハビリケアの基礎知識 ・関節可動域訓練・効果の出る機能訓練 ・効果を出すポイント・筋力増強トレーニング ・リハビリケアのケアプラン・基本集団体操 ・転倒予防の集団体操
コミュニケーション 介護技術(基礎) ビジネスマナー	1年未満	<b>ペルピックトレーニングマイスター</b> 【概要】「骨盤」の重要性再確認。骨盤訓練で、筋力増強・可動域改善・転倒予防・嚥下機能の改善】一般高齢者、片麻痺、パーキンソン病など様々な疾患への訓練に役立ちます。最も重要なのは見落とされてきた骨盤に対する具体的アプローチを学びます。【内容】(1)骨盤の評価(2)骨盤の重要性(3)臥位での骨盤トレーニング(4)座位での骨盤トレーニング(5)立位での骨盤トレーニング(6)応用動作トレーニング
基礎レベル グリーン認定証		<b>VACトレーニングマイスター</b> 【概要】「ビジョン」「アテンション」「コグニション」という各動作を行うのに重要な機能をトレーニング。一般高齢者、認知症予防、転倒予防、片麻痺、パーキンソンなど様々な対症に役立ちます。身体機能だけでなく、認知・知的機能も高まります。【内容】(1)ビジョントレーニング(2)アテンショントレーニング (視覚)その他の感覚・多重課題)(3)コグニショントレーニング (感覚主体・身体と環境)



## 第6期事業計画＝サービスの質の向上に向けた取り組み

## 今後デイに求められる「活動」「参加」重視のシステムづくり

## 生活期のリハ確立へ

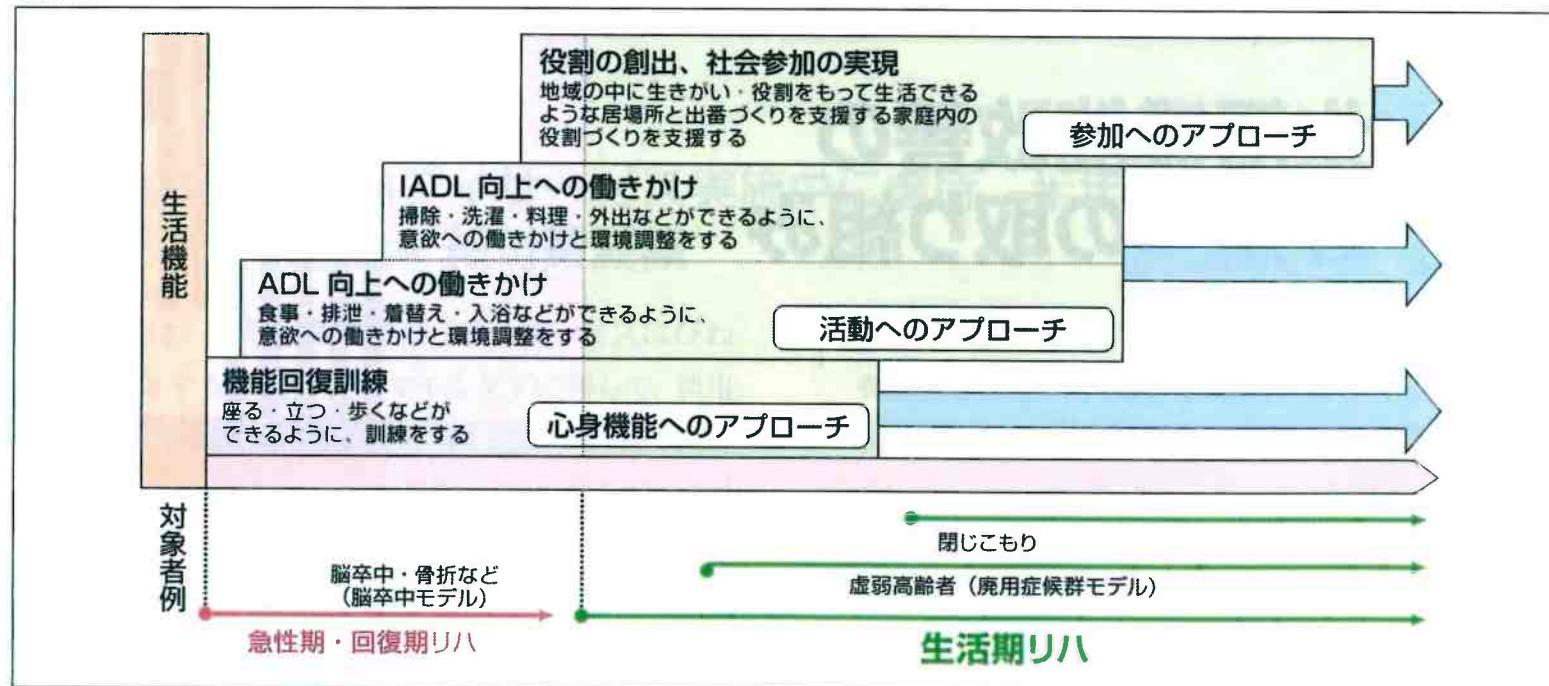
「制度改正後も生き残るデイ」になるためには、国の求める機能を十分に備えたデイに準備・転換しなければならない。

## 生活期のリハに必要なものは「プログラム」「環境づくり」「適正な評価」

今後の報酬の大幅減を避けるためには、国の求める機能に則したデイの形を築き、

それなりの成果を出さなければならない。具体的には「活動・参加を視野に入れたプログラムの改善」「利用者が活動・参加を行いやすい環境づくり」「生活行為力向上につながる評価」を行う必要がある。

高齢者リハビリテーションのイメージ



## 第6期事業計画＝サービスの質の向上に向けた取り組み

### 通所介護において充実を図ることが求められる機能

平成26年8月27日（第106回）  
介護給付費分科会資料

- 通所介護では、今後増加が見込まれる認知症高齢者や重度の要介護者を積極的に受け入れるとともに、心身機能向上から生活行為力向上訓練まで総合的に行うことにより自立した在宅生活を継続するサービスとして期待されている。
- また、利用者の地域での暮らしを支えるためには、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、利用者がサービスを利用しない日でも利用者を支える地域連携拠点が求められている。



※ は通所介護において充実を図る機能



## 第6期事業計画＝地域包括ケアに向けた取り組み

### パンフレットの一新

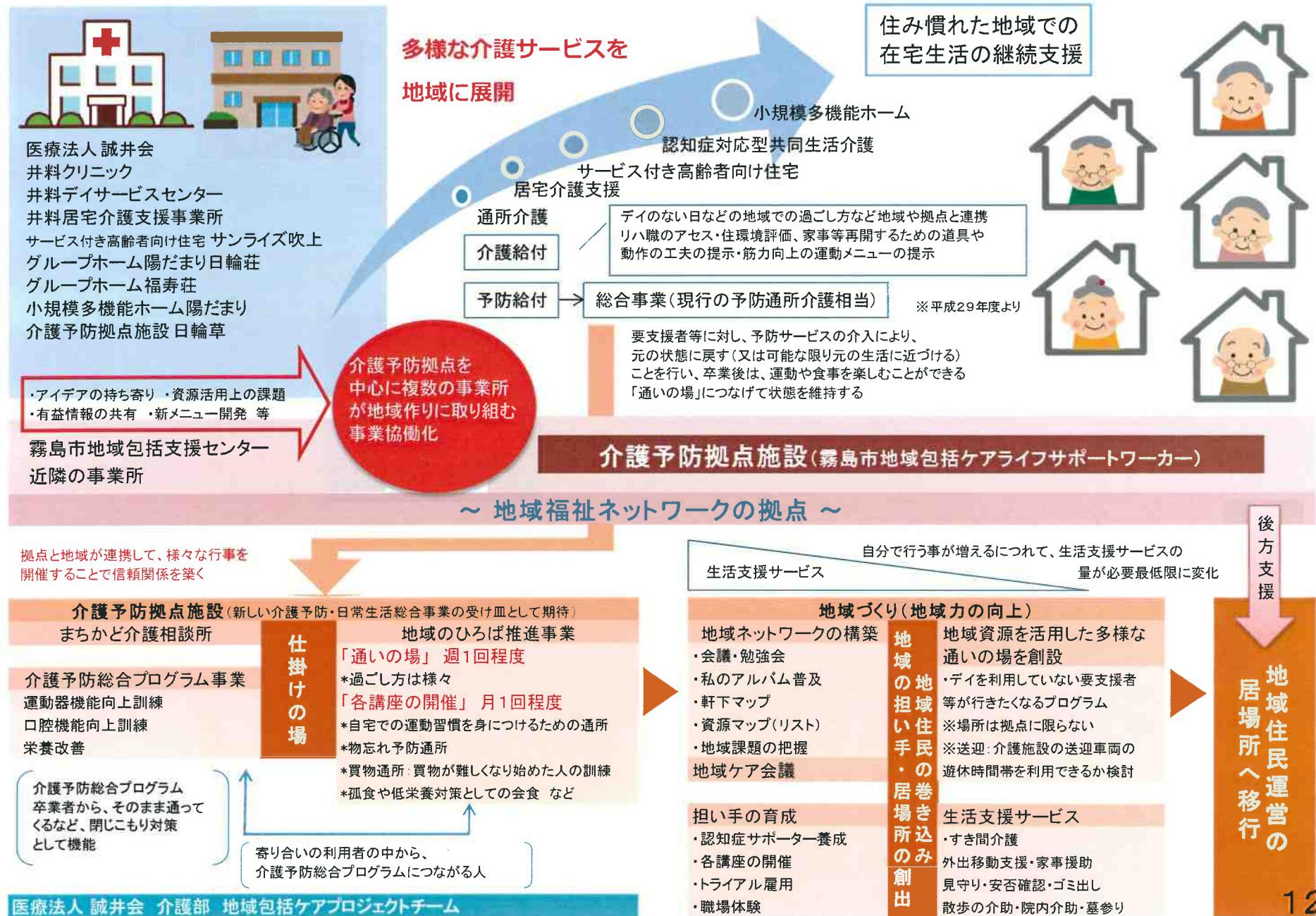
現在のものが事業所毎となっており、事業所の概要は分かるが誠井会の中で、なぜその事業所がその方にとて有用なのかが分かりにくいため、在宅～入所にわたる流れをサポートできること見える化するため全事業所を網羅した一冊ものとして作る。

### ホームページの一新

ホームページについても、どこからどこをカバーしてくれる法人なのかが分かるように各事業所で特化している部分を明白にしていく。

## 介護予防拠点施設を中心とした地域包括ケア体制づくり例

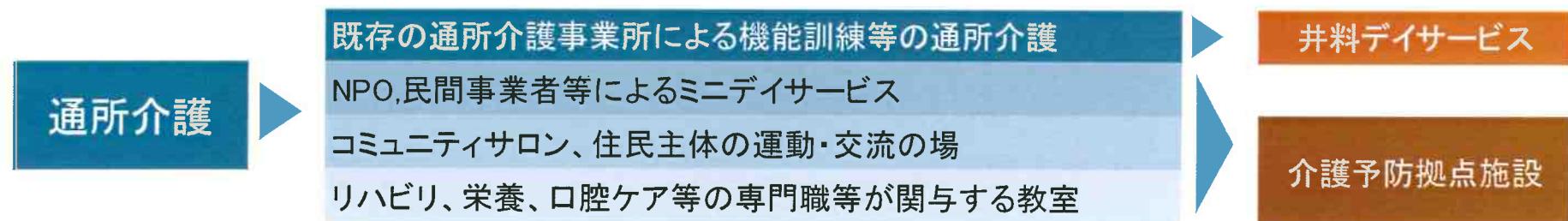
平成26年12月1日作成





## 第6期事業計画＝地域包括ケアに向けた取り組み

予防給付から移行される介護予防・日常生活総合事業の受け皿は  
井料デイサービスと介護予防拠点施設で対応



グループホーム陽だまり日輪荘併設

<b>介護予防拠点施設</b> (平成29年度から開始する「新しい介護予防・日常生活総合事業」の核になります)	
<b>まちかど介護相談所</b>	<b>地域のひろば推進事業</b> (総合事業の受け皿として期待)
<b>介護予防総合プログラム事業</b>	「各講座の開催」月1回程度 * 運動習慣を身につける * 物忘れ予防 * 買物訓練 * 孤食や低栄養対策など
運動器機能向上訓練 口腔機能向上訓練 栄養改善	「通いの場」週1回程度 * 過ごし方は様々 補助施設